

令和7年9月26日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

結核に係る定期健康診断の実施及び報告書提出について

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、大阪府より標記の件について別紙のとおり協力依頼が参りました。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」とその施行令において、学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の施設長は、施設の業務に従事する者に対し、結核定期健康診断を行うことと、保健所への報告が義務付けられています。

報告書の提出は、①管轄の保健所へFAX送信で可、②定期健康診断実施後、翌月10日までに提出することとなっていますが、期日後の提出でも受付られます。

医療機関においては保健所と連携し、結核をまん延させないという観点からも、法令に則った同報告書の提出を本会からもお願いする次第です。

つきましては、貴会にもこれらの趣旨をご理解いただき、会員医療機関へご周知賜りたく存じますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本内容については、本会ホームページ「医師・医療関係者のみなさまへ」で常時掲載しておりますことを申し添えます。

【大阪府医師会ホームページ（様式のダウンロードが可能です）】

(Google等の検索エンジンで「大阪府医師会 結核に係る定期健康診断」でもアプローチ可)
報告書作成・提出に関するご不明な点等は所管保健所までご連絡をお願いいたします。

<https://www.osaka.med.or.jp/medicals/detail?id=85>



大阪府医師会健診事業課
TEL:06-6763-7568